

ヤングケアラー支援  
に関する提言書

令和4年5月12日  
松本市議会

## <目 次>

1	はじめに	1
	(1) ヤングケアラーへの社会的な注目	
	(2) 調査研究テーマの選定理由	
2	調査研究の方法及び経過	2
	(1) 調査研究の方法	
	(2) 調査研究の経過	
3	ヤングケアラーの現状(実態調査の結果)	4
	(1) 平成30年度全国調査結果	
	(2) 令和2年度全国調査結果	
	(3) 令和3年度長野県調査結果	
4	国・先進自治体の動向と松本市の取組状況	6
	(1) 国の動向	
	(2) 先進自治体の動向	
	(3) 松本市の取組状況	
5	現状の分析と課題の整理	9
	(1) 3点の課題	
	(2) 【課題1】非表面化・社会的認知度に係る課題について	
	(3) 【課題2】多分野連携に係る課題について	
	(4) 【課題3】個別判断の困難性に係る課題について	
6	政策提言	13
	(1) 施策推進の前提となる適切な実態調査の実施	
	(2) 民生委員・児童委員協議会への周知啓発	
	(3) 要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用した多分野連携の 仕組みづくり	
	(4) 必要な情報にアクセス・相談しやすい環境づくり	
	(5) 客観的な評価基準の整備と共有化	
7	まとめ	18

# 1 はじめに

## (1) ヤングケアラーへの社会的な注目

ヤングケアラーとは、法令上の定義はないものの、一般に「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています<sup>1</sup>。近年、ヤングケアラーの問題が社会的な注目を集めるようになりました。特に令和3年度は、ヤングケアラーという言葉がテレビや新聞で見聞きする機会が増えた年でした。

メディアでは、日本放送協会（以下「NHK」といいます。）が放送とインターネットを併用したヤングケアラーに関する報道を展開し<sup>2</sup>、令和3年5月13日には「クローズアップ現代プラス」でヤングケアラーを特集した「ヤングケアラー いま大人がすべきこと」が放送されました。

また、国においては、厚生労働省の調査研究事業の一環として、子ども本人及び学校を対象とした初めての全国規模の調査（以下「令和2年度全国調査」といいます。）が実施され、その結果（以下「令和2年度全国調査結果」といいます。）<sup>3</sup>が令和3年4月12日に公表されました。同年5月17日には、厚生労働省と文部科学省の省庁間連携によって設置された「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」（以下「国プロジェクトチーム」といいます。）が、国（厚生労働省及び文部科学省）として今後取り組むべきヤングケアラー支援策を取りまとめ、公表しました<sup>4</sup>。

地方自治体においても、後述する神戸市のように先進的な取り組みを始める自治体のほか、令和3年3月から12月までの間に大阪市や福岡市など、25の地方自治体議会がヤングケアラー支援に係る意見書を可決しています<sup>5</sup>。長野県では、長野県教育委員会が、同年9月に公立高校とその在校生に対して、ヤングケアラーに関する大規模なアンケート調査（以下「令和3年度長野県調査」といいます。）を実施し、同年11月にその結果（以下「令和3年度長野県調査結果」といいます。）を公表したところで<sup>6</sup>。

---

<sup>1</sup> 厚生労働省ヤングケアラーに係る特設ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>（令和4年2月4日閲覧。以下の脚注に記載するURLの閲覧日も特に記載がない限り同日））

<sup>2</sup> NHKヤングケアラー特設サイト（<https://www.nhk.or.jp/shutoken/yc/>）及び令和3年11月4日に厚生委員会が実施したNHK担当記者との意見交換（後述）における説明から。

<sup>3</sup> 当該調査研究（「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」）は、厚生労働省の令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が実施したものであり、[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai\\_210412\\_7.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf) で公表されている。

<sup>4</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000780549.pdf>

<sup>5</sup> 全国市議会議長会ホームページ「意見書ボックス」（<https://www.si-gichokai.jp/open/opinionSearch.jsp>）により厚生委員会書記が調査（令和4年2月7日現在）

<sup>6</sup> 長野県教育委員会事務局心の支援課「ヤングケアラーに関するアンケート調査結果について」（令和3年11月）（<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/youngcarertyousakekkagaiyou.pdf>）

## (2) 調査研究テーマの選定理由

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に担わざるを得ないことにより、友達と遊ぶ時間がなかったり、宿題などの勉強に割く時間がなかったりと、本来守られるべき子どもらしい生活、子ども自身の権利が侵害されている可能性があります。

実際に、令和2年度全国調査結果によると、後述するようにどのクラスにも1～2人のヤングケアラーがいるものと推測され、現に、ヤングケアラーと思われる子どもは、そうでない子どもに比べて、健康状態が良くなく、学校生活にも支障が生じている可能性が示唆されているのです。

このように、ヤングケアラーは子どもの権利侵害につながりかねない重大な問題であり<sup>7</sup>、かつ、どの学校にもいると考えられる身近な問題であるはずですが、しかしながら、家庭内のデリケートな問題に関わることで、本人や家族に自覚がない場合が多いこと、ヤングケアラー問題に対する社会的認知度がまだまだ低いこと等により、ヤングケアラーとして支援が必要な場合であってもそれが表面化しにくい状況にあります。

松本市議会においても、平成26年9月定例会一般質問で青木豊子議員（当時）がヤングケアラーについて、「単純に人口で割ると松本にも300人近い、何らかの若年介護者があるという計算になってくるようでございます。」と指摘した上で、「若年介護者については、把握されていないので、まずはこういう若者がいるということを市としても認識していただいて、その時々での支援をお願いしたいと思います。」との要望をしていましたが、松本市では、今年度ようやく実態調査に着手したところで、先進自治体のような具体的な施策への取組みもまだまだこれからという状態です。

このように、ヤングケアラー支援は、近年社会的に注目されているテーマであること及び重大かつ身近な問題でありながら松本市ではまだまだ積極的な取組みがなされていないことを踏まえ、厚生委員会では、ヤングケアラー支援が松本市議会として調査研究の必要性が高いテーマであるものと判断し、令和3年度の調査研究テーマに選定しました。

## 2 調査研究の方法及び経過

### (1) 調査研究の方法

令和3年度厚生委員会調査研究テーマ選定後、まずは調査研究計画の検討を行いました。調査研究の前半は、座学により国や他自治体の動向把握に努めることとしました。特に、令和3年5月17日には前述のとおり国プロジェクトチームが、今後取り組むべきヤングケアラー支援策を報告書として取りまとめていますので、同報告書の

---

<sup>7</sup> 実際に、児童の権利に関する条約（いわゆる「子どもの権利条約」）を踏まえ、ヤングケアラーである状態が子どもの権利侵害に当たる旨の指摘がある（安部計彦「ヤングケアラーと子どもへの権利侵害—ネグレクト調査の再分析から—」『西南学院大学人間科学論集第15巻第1号』（令和元年8月）p110）。

<sup>8</sup> 松本市議会『平成26年9月定例会松本市議会会議録』pp248・251

研究を行うこととしました。また、これと並行して、松本市の取組みの現状を把握するため、松本市こども部との意見交換を行いました。調査研究の後半には、他自治体の先進事例について、視察等により調査することとし、最終的にこれらの結果を踏まえて、政策提言に向けた検討を行うこととしました。

本来であれば、当事者であるヤングケアラーに直接インタビュー調査等ができればよかったのかもしれませんが、ヤングケアラーの問題が非常にプライベートでデリケートな問題であることから、当事者への直接インタビューは困難であるものと判断しました。そのため、シンポジウム等の機会を捉え、元当事者のお話を聞くことによりこの点を補うこととしました。

また、ヤングケアラー支援が社会的に注目されるきっかけともなったNHK「クローズアップ現代プラス」の担当記者に意見交換をお願いし、取材者という第三者的な視点についてご教示いただく機会を設けました。

加えて、コロナ過における松本市議会の対応として、特に県外への視察等を自粛していたことから、調査研究に当たっては、できる限りオンラインを活用するといった工夫を行いました。

## (2) 調査研究の経過

R 3.	6.	18	令和3年度厚生委員会調査研究テーマの選定
	7.	12	国・他自治体の動向についての勉強会及び調査研究計画の検討
	9.	16	国プロジェクトチーム報告書についての勉強会（報告書の内容並びに報告書に対する当事者、支援者及び専門家による評価について学習）
		22	こども部（松本市におけるヤングケアラー支援の所管部局）との意見交換を実施
10.	20		こども部との意見交換に係る感想の委員間共有及び調査研究の後半計画の再調整
	28		NHK担当記者との意見交換に向けた事前学習資料の配布（委員各自による事前学習）
11.	4		NHK担当記者（さいたま放送局放送部記者大西咲様等）との意見交換を実施（オンライン）
	5		神戸市福祉局政策課こども・若者ケアラー支援担当への行政視察（オンライン）を実施
	19		NHK担当記者との意見交換及び神戸市への行政視察に係る感想の委員間共有と調査研究に係る中間報告の検討
	26		委員有志により、NHKハートフォーラム「ヤングケアラー～SOSを見逃さないために～」を傍聴（オンライン）
12.	6		松本市議会全議員に対し、令和3年度常任委員会テーマ調査研究中間報告（厚生委員会）を配布し、意見等の募集
		9	政策提言に向けた検討
4.	1.	13	政策提言に向けた検討

2. 9 政策提言に向けた検討
- 14～ 政策提言書素案（案）の検討
3. 11～ 政策提言書素案の最終調整
4. 6 松本市議会議員全員で構成する政策討論会において政策提言書素案を討論
- 18 政策提言書案を議会運営委員会に協議

### 3 ヤングケアラーの現状（実態調査の結果）

#### (1) 平成30年度全国調査結果

ヤングケアラーについては、平成27年頃から国に先行して地方自治体単位での教育関係者を対象とした調査が行われてきました。そのため、国による全国規模での実態把握の必要性が指摘されており<sup>9</sup>、平成30年度に厚生労働省の子ども・子育て支援推進調査研究事業による初めての全国規模の実態調査（以下「平成30年度全国調査」といいます。）が実施され、平成31年4月26日にその結果が公表されました<sup>10</sup>。

平成30年度全国調査は、主として全国の地方自治体に設置されている要保護児童対策地域協議会に対するアンケートを主とするもので、それによるとヤングケアラーという概念を認識している要保護児童対策地域協議会が全体の27.6%という結果でした。その内、ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握している要保護児童対策地域協議会は34.2%に過ぎませんでした<sup>11</sup>。

本調査は、子ども自身を対象としたアンケート調査ではなく、主に要保護児童対策地域協議会を対象としたアンケート調査を内容とするもので、ヤングケアラーの実態把握には限界があったものと評価できますが<sup>12</sup>、平成30年度時点で、要保護児童対策地域協議会でさえ、その約9.2%しかヤングケアラーの実態を把握できていないという状況が明らかになりました。

#### (2) 令和2年度全国調査結果

ヤングケアラーと思われる子どもの実態が把握できていない地方自治体が多い状況にあること及びヤングケアラーと思われる子どもをより正確に把握するため中高生に対して実態調査を実施する必要があることから<sup>13</sup>、令和2年度には、厚生労働省の子ども

---

<sup>9</sup> 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)政策研究事業本部『令和30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書』（平成31年3月）p1、浜田勇「ヤングケアラーの実態及び求められる支援策」『立法と調査 440号』（令和3年11月1日）p56

<sup>10</sup> 当該調査研究（「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」）は、厚生労働省の平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が実施したものであり、[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai\\_190426\\_14.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_14.pdf) で公表されている。

<sup>11</sup> 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)政策研究事業本部、前掲（平成31年3月）pp8-9

<sup>12</sup> 同上 p93

<sup>13</sup> 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)政策研究事業本部『令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書』（令和3年3月）p1

も・子育て支援推進調査研究事業により、全国規模では初めてとなる中高生（中学校2年生、全日制高校2年生等）自身と学校を対象としたアンケート調査（前述の令和2年度全国調査）が実施され、その結果が前述のとおり令和2年度全国調査結果として公表されました。

令和2年度全国調査結果の中高生のアンケートによると、世話をしている家族がいると回答した子どもは中学校2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%にのぼり<sup>14</sup>、どのクラスにも1～2人のヤングケアラーがいるものと推測されます。これは地方自治体の独自調査等他の調査結果においても同様の傾向が見られるようです<sup>15</sup>。

また、学校へのアンケートによると、「ヤングケアラーと思われる子どもがいる」と回答した中学校（46.6%）、高校（全日制高校49.8%、定時制高校70.4%<sup>16</sup>）の内、当該子どもを学校以外の「外部の支援につないでいない」と回答した学校は中学校で37.9%、全日制高校で62.9%、定時制高校で52.6%という高い割合に達している（特に高校では非常に高い割合に達している）<sup>17</sup>ことから、学校側でヤングケアラーを把握していたとしても、子どもが適切な福祉的支援を受けるきっかけとなる要保護児童対策地域協議会等の外部機関につなげられていない現状が明らかになっています。

さらに令和2年度全国調査結果で特に注目すべきは、ヤングケアラーと思われる子どもたちの、健康で安心して学校生活を送るという子どもとしての当たり前の権利が侵害されている状態が示唆されている点です。例えば、家族の世話をしている子どもの場合、健康状態が「よくない・あまりよくない」、欠席、遅刻や早退が「ある・たまにある」と回答した者の割合が、家族の世話をしていない子どもに比べ、1.5倍～2倍程度高い割合となっています。また、学校生活上の否定的なエピソード（授業中に居眠りをする事が多い、宿題や課題ができない事が多い、持ち物の忘れ物が多い、部活動や習い事を休む事が多い、提出しなければいけない書類などの提出が遅れる事が多い、修学旅行などの宿泊行事を欠席する事が多い、保健室で過ごす事が多い、学校では1人で過ごす事が多い、友人と遊んだりおしゃべりしたりする時間が少ない）について、「あてはまる」と回答した子どもの割合が、いずれのエピソードでも家族の世話をしている子どもでは、家族の世話をしていない子どもに比べて高い割合となっています<sup>18</sup>。令和2年度全国調査結果の総括でも、家族の世話をしている子どもの場合は「家族の世話をしていない場合に比べ、健康状態が悪くなく、学校生活にも支障が生じていると考えられる」と評価しています<sup>19</sup>。

### (3) 令和3年度長野県調査結果

長野県においても、令和3年9月に公立高校及びその生徒（43,967人）を対

<sup>14</sup> 同上 p92

<sup>15</sup> 浜田勇、前掲（令和3年11月1日）p58

<sup>16</sup> 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)政策研究事業本部、前掲（令和3年3月）p43

<sup>17</sup> 同上 p46

<sup>18</sup> 同上 pp107-108

<sup>19</sup> 同上 p156

象として、ヤングケアラーに係る大規模なアンケート調査を初めて実施し、その結果が同年11月12日に公表されました。

高校生へのアンケートでは、全日制高校で2.1%（令和3年度全国調査結果では全日制高校2年生4.1%）、定時制高校で3.8%（令和3年度全国調査結果では定時制高校2年生相当8.5%）の生徒が「世話をしている家族がいる」と回答しており、令和3年度全国調査結果に比べ低いものの、やはりどのクラスにも1～2人程度のヤングケアラーがいるものと推測される結果となっています<sup>20</sup>。

また、令和2年度長野県調査結果の中で注目すべきは、学校へのアンケートで「ヤングケアラーと思われる子どもがいる」と回答した高校（全日制高校46.8%、定時制高校78.9%）の内、「当該子どもを学校以外の外部の支援につないでいない」と回答した高校が全日制高校で59.5%、定時制高校で53.3%という高い割合に達していることです<sup>21</sup>。このことから、令和3年度全国調査結果と同じく、学校側でヤングケアラーを把握していたとしても、子どもが適切な福祉的支援を受けるきっかけとなる要保護児童対策地域協議会等の外部機関につなげられていない現状が明らかになっています。

## 4 国・先進自治体の動向と松本市の取組状況

### (1) 国の動向

#### ア 国プロジェクトチーム報告書

前述したとおり、令和3年5月17日に国プロジェクトチームは、①ヤングケアラーの「早期発見・把握について」、②発見・把握したヤングケアラーの「支援策の推進」、③ヤングケアラーの名称や概念自体の「社会的認知度の向上」という3つの視点から、国として今後取り組むべきヤングケアラー支援策を取りまとめた報告書を公表しています。

まず、①早期発見・把握については、「ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている」<sup>22</sup>とし、福祉、介護、医療、教育といった専門機関だけでなく地域や民間も含めた多分野連携で早期発見・把握ができる環境を整備する方針を示すとともに、地方自治体単位での実態調査の取組みを推進するとしています<sup>23</sup>。

<sup>20</sup> 長野県教育委員会事務局心の支援課、前掲（令和3年11月）p8

<sup>21</sup> 同上

<sup>22</sup> 国プロジェクトチーム「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告書」（令和3年5月17日）p2

<sup>23</sup> 実態調査については、厚生労働省が令和3年7月2日に公表した令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の2次公募において、早速、「小学生及び大学生に対するヤングケアラーの実態調査」を想定した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」を調査研究課題の一つとして指定し、国においてさらなる取組みの推進が図られている（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/topics/tp210315\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/topics/tp210315_00001.html)）。なお、令和3年12月31日付けのNHK N



また、②支援策の推進については、「ヤングケアラーの心身の負担を軽減し、子どもらしい生活を送ることができるようにするためには、既存の支援サービスに適切につなげる必要がある」<sup>24</sup>との認識の下、適切な福祉サービスへつなげるための相談支援体制の充実や子どもを「介護力」とみなした福祉サービスの不適切な利用調整がされないよう周知徹底を図るとしています。

さらに、③社会的認知度の向上については、「周囲の大人がヤングケアラーについて理解を深め、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげる」ため、「ヤングケアラーの社会的な認知度を向上させることが極めて重要」であり、「当面は既に調査を行っている中高生について、認知度を5割にすることを目指す」としています<sup>25</sup>。

#### イ 令和4年度に向けた国の具体的な施策

国プロジェクトチーム報告書を踏まえ、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2021」（いわゆる「骨太の方針」）において「ヤングケアラーについて、早期発見・把握、相談支援など支援策の推進、社会的認知度の向上に取り組む」とヤングケアラー支援を初めて明記しました<sup>26</sup>。

これを受け、厚生労働省と文部科学省は、令和4年度からの「3年間を「集中取組期間」とし」た上で<sup>27</sup>、令和4年度予算案において具体的な施策を打ち出しています<sup>28</sup>。

例えば、厚生労働省は令和4年度予算案における4つの重点事項の内の1つである「子どもを産み育てやすい社会の実現」の最初に「ヤングケアラー等への支援」を掲げ<sup>29</sup>、令和4年度予算案に、ヤングケアラー・コーディネーター配置、ピアサポート等相談支援体制構築、当事者のためのオンラインサロン設置に係る地方自治体への財政支援を行う「ヤングケアラー支援体制構築モデル事業」、実態調査や関係機関職員に対する研修等に係る地方自治体への財政支援を行う「ヤングケアラー実態

---

EWS WEBによると、実際に厚生労働省は「12月からは、全国のおよそ400の大学を抽出して大学3年生を対象にした調査」を始めるとともに、「小学生を対象に2022年1月から初めての実態調査を行うことを決め」たとのことである（<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211231/k10013410241000.html>）。当該調査の結果については、「世話をしている家族がいる」と回答した小学6年生が6.5%（約15人に1人）に、大学3年生が6.2%（約16人に1人）に上ったことを令和4年4月7日に厚生労働省が発表している（令和4年4月8日信濃毎日新聞朝刊30面、日本経済新聞朝刊5面等）

<sup>24</sup> 国プロジェクトチーム、前掲p4

<sup>25</sup> 同上p7

<sup>26</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）p22

<sup>27</sup> 国プロジェクトチーム、前掲p7。厚生労働省「令和4年度予算案の主要事項」p78（<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/22syokanyosan/dl/01-02.pdf>（令和4年3月28日閲覧））

<sup>28</sup> なお、厚生労働省は、令和4年度を待たずに、令和4年1月以降、「ヤングケアラーの理解を深めるシンポジウム」の開催、特設ホームページ「子どもが子どもでいられる街に。～みんなでヤングケアラーを支える社会を目指して～」の開設等具体的なヤングケアラー支援施策の迅速な展開を図っている（令和4年1月21日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課プレスリリース（<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer-kouhou-r3.html>））。

<sup>29</sup> 厚生労働省「令和4年度予算案の概要」p3（<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/22syokanyosan/dl/01-01.pdf>（令和4年3月28日閲覧））

調査・研修推進事業」等を計上しています<sup>30</sup>。

また、文部科学省においても、国プロジェクトチーム報告書等を踏まえ、「ヤングケアラーの早期対応等に向けた相談体制の整備を推進する」とし、令和4年度予算案にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実に係る経費等を計上しています<sup>31</sup>。

## (2) 先進自治体の動向

### ア 各地方自治体の取組みについて

まず、先進的な取組みとして、ヤングケアラー支援を含むケアラー支援のための条例が、埼玉県(令和2年3月31日施行)、北海道栗山町(令和3年4月1日施行)、三重県名張市(同年6月30日施行)、岡山県総社市(同年9月9日施行)等で制定されています。この内、埼玉県では国に先駆けて令和2年7月から9月までの間に県内の国公立高校2年生を対象としたヤングケアラーに係る大規模なアンケート調査を実施しています<sup>32</sup>。

そのほか、ヤングケアラーの周知啓発のためのシンポジウム(兵庫県尼崎市)、教育・福祉合同研修会の実施(埼玉県)等の取組みがありますが、特に注目すべき取組みとして、兵庫県神戸市の専門組織・相談窓口の設置を中心とした総合的なヤングケアラー支援の取組みが挙げられます。

### イ 兵庫県神戸市の取組みについて

厚生委員会では、神戸市の総合的なヤングケアラー支援の取組みを調査するため、令和3年11月5日に神戸市福祉局政策課こども・若者ケアラー支援担当課長岡本和久様のご協力によりオンラインで行政視察を行いました。

神戸市では、令和2年11月から庁内プロジェクトチームでヤングケアラー支援の具体的施策を検討し、令和3年4月に全国ではじめて専門組織(こども・若者ケアラー支援担当)を設置しました。この組織が中心となり、庁内連絡体制の強化(こども・若者ケアラー支援連絡会の設置)、こども・若者ケアラー相談・支援窓口の開設、定期的な事例検討会の実施、子ども・若者ケアラー当事者のための交流と情報交換の場「ふうのひろば」の設置等、総合的な支援施策を展開していました。

岡本様からは、適切な支援につなげるために、関係機関が連携し、事例を積み重ねながら支援を進めていくことが重要であるとのことご教示を受けました。実際に、神戸市では、関係機関連携の前提として「神戸市こども・若者ケアラー支援マニュアル」を策定し、研修等によって職員間で共通認識の醸成を図るとともに、こども・若者ケアラー相談・支援窓口では、社会福祉士等の福祉専門職が、当事者からだけでなく、学校等の関係機関からの相談も受けて関係機関の連携を図っているとのことでした。

<sup>30</sup> 厚生労働省「令和4年度予算案の概要 参考資料 子どもを産み育てやすい社会の実現」pp2-3 (<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/22syokanyosan/dl/02-09.pdf> (令和4年3月28日閲覧))

<sup>31</sup> 文部科学省「令和4年度予算のポイント」p32 ([https://www.mext.go.jp/content/20211223-mxt\\_kouhou02-000017672\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211223-mxt_kouhou02-000017672_1.pdf) (令和4年3月28日閲覧))

<sup>32</sup> <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chikihoukatukea/jittaityousa.html>

### (3) 松本市の取組状況

ア 令和3年6月定例会一般質問におけるこども部長の答弁から、松本市の現状について次の点が明らかになりました。

(ア) 松本市では、ヤングケアラーの中でも状況が逼迫した13人について、松本市要保護児童対策地域協議会で把握し、支援を行っていること。

(イ) 学校や地域など、松本市要保護児童対策地域協議会以外で既に把握、支援している事例もあるが、これらをトータルに管理するという体制はまだなく、ヤングケアラーについての全体像は把握できていないというのが実情であること。

(ウ) ヤングケアラーについての認知度向上を図るための周知活動、ヤングケアラーの実態をトータルに把握するための実態調査、教育、地域等との多分野連携による施策推進を図ること。

イ 前述のとおり、令和3年9月22日に、こども部との意見交換を行い、松本市の取組み状況を確認しました。

こども部からは、令和3年7月に庁内連携を図るため「ヤングケアラー庁内対策会議」を設置したことや、同年8月にはヤングケアラーとしての位置付けを明確にしたケース管理ができるよう要保護児童対策地域協議会実務者会議ケース進行管理票を改定したことなど、前述の6月定例会一般質問を踏まえた速やかな対応について説明を受けました。その上で、今後はヤングケアラーに係る実態調査、広報まつもとやSNSを活用した周知啓発、子どもに係る支援者を対象とした研修の実施等に取り組む旨の説明を受けました。

## 5 現状の分析と課題の整理

### (1) 3点の課題

以上のヤングケアラーに係る現状を踏まえ、厚生委員会では、ヤングケアラー支援に係る課題を次の3点に整理しました。

#### ア 【課題1】非表面化・社会的認知度に係る課題

ヤングケアラーの問題は、表面化しにくく、社会的認知度も高いとはいえないため、早期発見・把握が困難であること。

#### イ 【課題2】多分野連携に係る課題

ヤングケアラーの問題は、福祉、介護、医療、教育等の様々な行政分野にわたる問題であるため、ヤングケアラーとして早期発見・把握できたとしても、適切な支援につながりにくいこと。

#### ウ 【課題3】個別判断の困難性に係る課題

適切な支援機関につながったとしても、ヤングケアラーが担うケアの内容がお手伝いといえる範囲なのか、ケアを担わせることが子どもの権利を侵害していないのかという、支援介入の個別判断が困難であること。

## (2) 【課題1】非表面化・社会的認知度に係る課題について

ア まず、国においては、国プロジェクトチーム報告書が非表面化・社会的認知度に係る課題を指摘しています。例えば非表面化については、ヤングケアラーの問題が「家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている」としています<sup>33</sup>。また、社会的認知度については、「ヤングケアラーは、その名称や概念自体の社会的認知度が高いとはいえ」ず、「周囲の大人がヤングケアラーについて理解を深め、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげる」ために「ヤングケアラーの社会的認知度を向上させることが極めて重要」であるとしています<sup>34</sup>。

この点は松本市においても同様であり、前述のこども部との意見交換では、こども部から「子ども自身やその家族などにヤングケアラーであることの自覚がないことが問題への対応を難しくしている」ため、ヤングケアラー問題に関しては「当事者を含めた認知度の低さ」が課題である旨の指摘がありました<sup>35</sup>。

イ 実際に、ヤングケアラーの問題は表面化しにくく、社会的認知度も高いとはいえないことは、国や長野県教育委員会による実態調査の結果からも指摘できます。

まず、非表面化という点については、令和3年度長野県調査結果によると、世話をしている家族が「いる」とし、世話の悩みを誰かに相談したことが「ない」と回答した全日制高校生は64.1%にのぼっています。この内、相談していない理由については、「家族外の人に相談するような悩みではない」、「家族のここのため話しにくい」、「家族のことを知られたくない」、「家族に対して偏見を持たれたくない」との回答が合計で32.4%と、子ども自身が、ヤングケアラーの問題を「家庭内のデリケートな問題であること」と捉えている可能性が示唆されています。また、「誰かに相談するほどの悩みではない」が41.1%にのぼり、そもそも「本人や家族に自覚がない」という可能性も示唆されています<sup>36</sup>。なお、令和2年度全国調査結果においても同様の結果が示されています<sup>37</sup>。

また、社会的認知度という点については、要保護児童対策地域協議会のヤングケアラーという概念の認識率は平成30年度27.6%、令和元年度74.7%、令和2年度93.3%と年々高くなっているものの<sup>38</sup>、令和2年度全国調査結果において、ヤングケアラーという概念を「聞いたことはない」と回答した子どもが、中学

<sup>33</sup> 国プロジェクトチーム、前掲 p2

<sup>34</sup> 同上 p7

<sup>35</sup> 松本市こども部こども福祉課「松本市におけるヤングケアラーの現状と取り組みについて」（令和3年9月22日厚生委員会意見交換資料）p30

<sup>36</sup> 長野県教育委員会事務局心の支援課、前掲 p15。定時制高校生においても同様の結果が示されている（同 p16）。

<sup>37</sup> 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)政策研究事業本部、前掲（令和3年3月）p130

<sup>38</sup> 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)政策研究事業本部、前掲（平成31年3月）p8。同本部「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」（令和2年3月）p4、前掲（令和3年3月）p130。子ども自身のヤングケアラーという概念の認識率については、令和3年度長野県調査結果においても同様の結果を示している（長野県教育委員会事務局心の支援課、前掲（令和3年11月12日）p2）。

校2年生で84.2%、全日制高校2年生で86.8%と高い割合となっており、まだまだヤングケアラーの問題に対する社会的な認知度が高くはなっていないことが指摘できます<sup>39</sup>。

### (3) 【課題2】多分野連携に係る課題について

ア 国は、国プロジェクトチーム設置の背景として、「ヤングケアラーについては、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援を行うことが重要である。そこで、関係機関の連携をより一層推進しヤングケアラーの支援につなげるため」としています<sup>40</sup>。これは裏を返すと、ヤングケアラー支援施策の推進のためには多分野連携が課題であることを示しているものといえます。

この点について、令和3年11月4日に実施したNHK担当記者との意見交換で大西咲記者から、ヤングケアラーを「見つけ出す場所というのは一番やっぱり身近といいですか、子供たちにとっては身近というのはやっぱり学校だと思っています」、「ただ一方で学校もその情報をどううまく使ったらいいかというのが分かっていないというのが現状です」とし、多分野連携が課題である旨のご指摘をいただきました。

イ 実際に、前述のとおり令和3年度長野県調査結果によると、ヤングケアラーと思われる子どもが「いる」と回答した学校の内、当該子どもを「外部の支援にはつないでいない(学校内で対応している)」と回答した学校が、全日制高校で59.5%、定時制高校で53.3%にのぼっています<sup>41</sup>。令和2年度全国調査結果においても同様の結果が示されており、特に教育現場においては多分野連携が課題になっていることがこれらの調査結果からも明らかになっているものといえます。

また、令和3年度長野県調査結果を受け、翌日の信濃毎日新聞には、うつ病を患う母親を小学校5年生のときから一人で支えてきた元ヤングケアラーが「当時、自分たちを気にかけてくれる保健師や教員はいたものの、解決には十分でなかったと振り返る。『それぞれの機関が連携して母が抱える孤独に寄り添ってはくれなかった。私には母が社会とつながる支援が必要だったと思う。』と話した。」とする記事が掲載されており、ヤングケアラーから見ても多分野連携が課題であることが示されています<sup>42</sup>。

### (4) 【課題3】個別判断の困難性に係る課題について

ア 令和3年9月22日に実施したこども部との意見交換の中で、こども部からヤングケアラー支援に係る現場での課題として、行政による支援介入を判断する際に、子どもが担っているケアの内容が、お手伝いといえる範囲なのか、子どもの権利を

<sup>39</sup> 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)政策研究事業本部、前掲（令和3年3月）p105

<sup>40</sup> 国プロジェクトチーム、前掲 p2

<sup>41</sup> 長野県教育委員会事務局心の支援課、前掲 p7

<sup>42</sup> 令和3年11月13日信濃毎日新聞朝刊 37面

侵害しているのかという、個別判断の難しさが挙げられました<sup>43</sup>。

国は、国プロジェクトチーム報告書において、「ケアを要する家族と同居する子どもは、中高生であっても福祉機関や専門職から「介護力」とみられてしまい、しかも大人の介護者と同等に扱われているため、ヤングケアラーによる介護がなされることを前提とした福祉サービス等の利用調整等が行われるケースがあるとの指摘がある」としています<sup>44</sup>。これは、福祉現場では家族としての協力（お手伝い）と子どもの権利を侵害するような過重な責任と労力の要求との境界があいまいで、個別判断が困難であるがために、同居する子どもが「介護力」とみなされがちであることを示しているものといえます。

専門家も、ヤングケアラー「研究における注意点の一つとして、それが家庭教育の一環としての位置づけも可能な点が挙げられている（柴崎、2005）。家事の手伝いや小さい子どもの世話をすることは、家族としての当然の役割として子どもにも期待されるものであり、それはしつけや家族愛に関連する行為でもある。しかしそれらが家庭教育や「お手伝い」であるためには、保護者の責任の下で行われることが必要である。家庭内で担う役割が多く、成人と同等の責任を担うようなものは「お手伝い」の域を超えている。そして、それが子どもの学校生活や友人関係に大きな影響を及ぼすまでに拡大している場合には、支援の対象と考えるべきである。」とし、個別判断の困難性はヤングケアラー研究においても課題であることを示唆しています<sup>45</sup>。

イ この点については、令和3年11月4日に実施したNHK担当記者との意見交換において印象的なやり取りがありました。

厚生委員の一人から「私のうちは農家が非常に大きくて、いま、稲刈りだったら全部コンバインでやりますが、手刈りで本当に暗くなるまで両親が仕事をしているんですよね。その間に、うちで乳牛って、乳牛を飼っていたものですから、両親がその田んぼにいる間に私が乳を搾ったり、それからご飯を炊いたり、いま、電気釜でやりますけれども、昔は木で、まきで炊いたり、ぬかくどとか、そういうもので炊いたりしてやっていたことを思い出しました。これはヤングケアラーでも何でもないんですけれども、自分の気持ちとしては、当時、当たり前両親が少しでも楽になればいいということと、さらに少しでも農作業がはかどればいいのかと、そのような気持ちだったものですから意識は全くないんですよね。本当拡大解釈してこうやって見ると、ヤングケアラーじゃなかったかってちょっと、両親が健康だったからそうじゃないんですが、そんなようなことだったかなということ思い出しますよ。」と自身の経験が語られました。

これに対して大西咲記者から、「やっぱり家の中のことって、なかなかやめられないというか、当時は止めたいと思っていらっしやっただろうかはちょっと別かもしれないんですけれども、やっぱりお父さん、お母さんのためというか、少しでも自

<sup>43</sup> 松本市こども部こども福祉課、前掲 p30

<sup>44</sup> 国プロジェクトチーム、前掲 p6

<sup>45</sup> 北山沙和子・石倉健二「ヤングケアラーについての実態調査－過剰な家庭内役割を担う中学生－」兵庫教育大学『兵庫教育大学学校教育学研究第27巻』（平成27年2月）p28

分が頑張れば家族が楽になるんじゃないかというのは同じ精神構造だと思っていて。なので、だから子どもたちも同じような気持ちで介護やケアに当たっているのかなと思っています。」とのご指摘をいただきました。

このやり取りから、支援介入に当たっては、子ども自身の気持ち踏まえた上で、お手伝いといえる範囲なのか、子どもの権利を侵害しているのかという、高度な判断が求められるものであり、その個別判断の難しさを再認識しました。

## 6 政策提言

前述のヤングケアラー支援に係る3点の課題を踏まえ、今後松本市がとるべき5つの具体的施策を提言します。

### (1) 施策推進の前提となる適切な実態調査の実施

「【課題1】非表面化・社会的認知度に係る課題」として指摘したとおり、ヤングケアラーの問題は表面化しにくく、ヤングケアラーの実態も把握しにくいものと考えます。他方で、適切な施策推進のためには適切な実態把握が必要不可欠です。そこで、適切な施策推進のためにも、まずは松本市として適切な実態調査を設計し、実施することを提案します。

令和3年9月22日に実施したこども部との意見交換では、こども部から、令和3年中に学校関係者、ケアマネージャー、福祉サービス計画相談員、民生委員、ケースワーカーなどを対象とした調査を実施する予定であるとしていました。

しかしながら、子どもに対するアンケート調査等子ども自身を対象とした調査でない子ども自身の状況を適切に把握できないおそれがあります。実際に、国においては令和2年度全国調査からではありますが、子ども自身に対するアンケート調査を取り入れ、長野県においても令和3年度長野県調査で子ども自身に対するアンケート調査を取り入れています。したがって、ヤングケアラーの実態をより適切に把握するために、子どもに対するアンケート調査等子ども自身を対象とした調査を実施すべきであると考えます。

また、調査結果を全国調査結果や長野県調査結果と比較することで、松本市におけるヤングケアラーの実態をより正確に知ることができます。そこで、子どもに対する調査実施に当たっては、効果的な調査という観点から、全国調査や長野県調査と調査項目を合わせてこれらと調査結果を比較できるよう、調査項目を適切に設計することが必要であると考えます<sup>46</sup>。

なお、長野県の令和4年度一般会計当初予算には、ヤングケアラー実態調査業務委託料として、令和3年度長野県調査からさら調査対象を拡大して「県内の小学校、中学校、大学の児童、学生及び関係機関を対象としたアンケート調査を実施する」経費

<sup>46</sup> 実際に、令和3年度長野県調査における子どもへのアンケート調査項目は、令和2年度全国調査における子どもへのアンケート調査項目に合わせ、これと調査結果を比較できるよう設計されている（長野県教育委員会事務局心の支援課、前掲 pp5-9 参照）。

が計上されています<sup>47</sup>。松本市としてもヤングケアラーの適切な実態把握ができるよう長野県と十分な連携を図り、適時適切な対応をお願いするものです。加えて、前述の厚生労働省の令和4年度予算案の中には、実態調査に関して活用できそうな補助事業もある<sup>48</sup>ことから、補助事業取込みの積極的な研究も合わせて提案します。

## (2) 民生委員・児童委員協議会への周知啓発

「【課題1】非表面化・社会的認知度に係る課題」として指摘したとおり、ヤングケアラーの社会的認知度は高いとはいえません。そのため、ヤングケアラーに適切な支援を届けるための前提となるヤングケアラーの早期発見・把握が困難となっています。そこで、地域の見守りの中でヤングケアラーを早期に発見・把握できるよう地区民生委員・児童委員協議会にヤングケアラーに係る周知啓発を行うことを提案します。

松本市では、民生委員・児童委員のみなさんが地域福祉の担い手として活発に活動をされています。地域の見守りの中でヤングケアラーを早期に発見・把握し、行政の適切な支援につながるよう民生委員・児童委員のみなさんにもヤングケアラーの問題について知っていただく必要性は高いと考えます。

35地区においては、毎月、地区民生委員・児童委員協議会が開催されています。そこで、地区民生委員・児童委員協議会の際に、こども部からヤングケアラーという概念や松本市の支援施策等について周知啓発を図ってはどうか。

この点、国プロジェクトチーム報告書も「学校に通えていない、または福祉事業者とのつながりが無いなど、家族以外との接触のないヤングケアラーは、特に潜在化しやすいと考えられる」とし<sup>49</sup>、そのために「児童委員や子ども食堂など地域や民間の目でヤングケアラーを把握する取組」を推進するとしています。

「お互い様の精神を基本とし」（松本市地域づくりを推進する条例（平成26年条例第1号）第3条第1号）た地域づくりを推進し、民生委員・児童委員が地域福祉の担い手として活発に活動している松本市にとっては、特に地域と連携したヤングケアラー支援施策の推進が有効であるものと考えます。

## (3) 要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用した多分野連携強化の仕組みづくり

「【課題2】多分野連携に係る課題」として指摘したとおり、ヤングケアラーの問題は、福祉、介護、医療、教育等の様々な行政分野にわたる問題であるため、ヤングケアラーとして把握できたとしても、適切な支援につながりにくいという課題があります。特に、NHKの大西咲記者に指摘していただいた教育現場で発見・把握されたヤングケアラーをいかに行政による福祉的支援につなげていくかという点については、

<sup>47</sup> 長野県総務部財政課「令和4年度長野県一般会計予算 予算説明書 歳出」pp7-17 ([https://www.pref.nagano.lg.jp/zaisei/kensei/soshiki/yosan/r04/documents/r4\\_yosetsu\\_3saishutsu.pdf](https://www.pref.nagano.lg.jp/zaisei/kensei/soshiki/yosan/r04/documents/r4_yosetsu_3saishutsu.pdf) (令和4年3月10日閲覧)) 及び長野県県民文化部次世代サポート課「事業改善シート（令和4年度実施事業分）子ども・若者育成支援事業」p3 ([https://www.pref.nagano.lg.jp/seibun/kensei/soshiki/yosan/r4/tousyo/documents/040802\\_r4.pdf](https://www.pref.nagano.lg.jp/seibun/kensei/soshiki/yosan/r4/tousyo/documents/040802_r4.pdf) (令和4年3月10日閲覧))

<sup>48</sup> 厚生労働省、前掲（「令和4年度予算案の概要 参考資料 子どもを産み育てやすい社会の実現」）pp2-3

<sup>49</sup> 国プロジェクトチーム、前掲 p3



重点的に取り組むべき課題であると考えます<sup>50</sup>。

他方で、こども部との意見交換においては、松本市ではすでに多分野連携の仕組みとして、要保護児童対策地域協議会においてヤングケアラーのチェック項目を加えたケース進行管理票を導入し、ヤングケアラーケースに対する個別支援を始めているとの説明がありました。

そこで、これをもう一步進め、要保護児童対策地域協議会の中に、学校の先生が行政の福祉部局担当者に直接ケース相談ができる仕組みを構築し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ることを提案します。これにより、既存の要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用しつつ、教育現場で発見・把握されたヤングケアラーをより行政の福祉的支援につなげやすくなるものと考えます。

国プロジェクトチーム報告書では「学校は、授業や生活指導等を通じて子どもの状況を把握しやすく、支援が必要なヤングケアラーを発見できる機関の一つとして期待される。しかし、ヤングケアラーに係る家庭の問題への介入については、個々の教職員によりノウハウや経験に差があり、問題事案が発見されても適切な窓口が分からない等、行政機関につなぐことができない場合があることなども指摘されている」とし、「スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実」を図るものとしています<sup>51</sup>。しかしながら、スクールソーシャルワーカーの業務が多様化し、その配置が限られる現実の中では、スクールソーシャルワーカーを通すことにより福祉行政へのスピーディーなつながりが阻害されかねないことも教育現場からは指摘されています<sup>52</sup>。

そのため、既存の要保護児童対策地域協議会という枠組みを活用して、学校の先生が行政の福祉部局担当者に直接ケース相談ができ、教育現場から行政による福祉的支援にスピーディーにつなげられる仕組みを構築し、これを広く学校の先生たちに知ってもらうことが必要ではないでしょうか。長野県教育委員会が所管する高校教育と松本市が所管する福祉行政といったように教育と福祉で所管自治体が異なり、その連携が困難な場合は、特に有効であると考えます。

困難を抱えるヤングケアラーが、制度や行政所管の隙間からこぼれ落ちてしまうことがないように、要保護児童対策地域協議会を中心とした多分野連携のさらなる推進をお願いします<sup>53</sup>。

---

<sup>50</sup> この点については、令和3年11月26日に開催され、厚生委員有志でオンライン傍聴をしたNHKハートフォーラム「ヤングケアラー～SOSを見逃さないために～」の質疑応答において、高校教諭の傍聴者から、高校教育現場が行政による福祉支援と連携する困難さについて、①市町村教育委員会が所管する中学校とは異なり高校は都道府県教育委員会が所管するため、市町村の福祉部門との連携がより困難になること（パネリストであったスクールソーシャルワーカーの中野氏は、これをいわゆる「15歳の壁」と表現していた。）、②進路や履修習得との関係で高校生ヤングケアラーへの支援にはスピード感が求められるが、スクールソーシャルワーカーの配置が少ない中ではスピーディーな連携が難しいこと、以上2点を指摘しており、特に高校教育の現場においては、教育現場と福祉行政との連携が喫緊の課題であることが示された。

<sup>51</sup> 国プロジェクトチーム、前掲 pp5-6

<sup>52</sup> 脚注50の高校教諭の指摘

<sup>53</sup> 令和2年度三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)政策研究事業本部、前掲（令和3年3月）p13によると、ヤングケアラーに関して「何らかの取組みを行っている」と回答した要保護児童対策地域協議会は17.7%、何らかの取組みを行っている中では、「関係機関・団体とのネットワーク・連

#### (4) 必要な情報にアクセス・相談しやすい環境づくり

「【課題1】非表面化・社会的認知度に係る課題」として指摘したとおり、ヤングケアラーの問題は、家庭内のデリケートな問題であることや、子ども本人や家族に自覚がない（そもそもヤングケアラーの問題を知らない）といった理由から、表面化しにくい構造になっています。そもそも、子どもたち（特に小学生や中学生）にとっては、家族の世話を担うことにより子どもとしての生活に支障が生じているにもかかわらず、それを「困っている」と認識できずに、単なる「モヤモヤ感」としか認識できていない子どもたちがいるかもしれません<sup>54</sup>。また、「【課題2】多分野連携に係る課題」として指摘したとおり、ヤングケアラーの問題は、福祉、介護、医療、教育等の様々な行政分野にわたる問題であるため、ヤングケアラー本人や家族、そして周りで支援の手を差し伸べようとしている人たちでさえ、行政的支援に関する必要な情報にアクセスがしにくい構造になっていると考えます。そこで、松本市ホームページの中にヤングケアラー支援に係る情報を一元化した特設サイトを開設するとともに、既存の「こころの鈴」を活用することにより、子どもがアクセス・相談しやすい環境を整備することを提案します。

スマートフォン保有世帯が86.8%にのぼり、インターネット利用者の割合も13歳から59歳までの各年齢層で9割を超えている現状<sup>55</sup>においては、市民による情報アクセス方法の第一選択はインターネットであるといえます。しかしながら、ヤングケアラーの問題は、福祉、介護、医療、教育等の様々な行政分野にわたる問題であるため、必要な支援に係る情報が行政の各分野に分散しがちです。例えば、「松本市」、「ヤングケアラー」で検索すると一度に必要な情報にアクセスできるようヤングケアラー支援に係る情報を一元化した特設サイトを開設することが有効であると考えます。実際に、厚生労働省ホームページ内にはヤングケアラーの特設サイトが設けられています。

また、松本市は、松本市子どもの権利に関する条例（平成25年条例第5号）第7条第2項及び第15条の規定により、子どもの権利相談室「こころの鈴」を設置しています。ヤングケアラーの問題を子どもの権利侵害と捉える専門家もいること<sup>56</sup>、及び松本市では「こころの鈴」が子ども自身の相談場所として機能していることを踏まえ、と、「こころの鈴」でヤングケアラーの相談にも対応できるようにすることが必要であると考えます。

---

携体制の強化」が9.4%と他の取組みに比べて高くなっている。なお、具体的な「関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化」の取組みとしては、「学校からの通報体制の強化」、「要対協ケースの管理において、各校への該当児童の周知及び情報共有と学期ごとの報告」、「保育園の送迎にきょうだいが来ている場合は学校への情報共有を行う」等が挙げられている（同p14）。

<sup>54</sup> この点、NHKの大西咲記者からは「1年間ほど私たちも取材をしてきたんですけども、やっぱりそれでも声を上げない、自分たち、子供たち自身がSOSを出すということは基本的にないと思っています。家族の中のことなので、しゃべりたくない、恥ずかしいという、こう思春期ならでは気持ちもありますし、そもそも自分がそういう助けてもらっていい存在だというふう気づいていない」との指摘をいただいた。

<sup>55</sup> 総務省情報流通局情報通信政策課情報通信経済室「令和2年度通信利用動向調査の結果」（令和3年6月18日）pp2-3。https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/210618\_1.pdf

<sup>56</sup> 安部計彦、前掲p110

なお、子どもがアクセス・相談しやすい環境の整備には、『『ヤングケアラー＝悪いこと』というメッセージとならないよう留意する』<sup>57</sup>ことも必要であると考えます。この点で、新潟県南魚沼市がヤングケアラー支援の取組みに当たって大切にしているという次の視点<sup>58</sup>も参考にすべきであると考えます。

ア ヤングケアラーに対して、「ヤングケアラーはかわいそう」、「ヤングケアラーは助ける必要がある」というマイナスのイメージを持たれることも多いと思うが、ヤングケアラーが家族をサポートしてきたことは、本人の「強み」や「良さ」であり、否定すべきことではない。

イ そのため、ヤングケアラーの子どもと話す際には、ヤングケアラーがこれまで頑張ってきたことを否定せずに、まずはそれを認めてあげる必要がある。その上で、子どもが担っている家庭での過大な役割や、子ども自身が感じている負担感を軽減するための方法について考える必要がある。

## (5) 客観的な評価基準の整備と共有化

「【課題3】個別判断の困難性に係る課題」として指摘したとおり、ヤングケアラー支援に係る現場での課題として、行政による支援介入を判断する際に、子どもが担っているケアの内容が、お手伝いといえる範囲なのか、子どもの権利を侵害しているのか、個別判断の困難性が挙げられます。この点について適切な判断ができなければ、せっかくヤングケアラーを早期に発見・把握するチャンスがあっても、必要な支援に結びつかないという結果に至ってしまいます。そこで、現場における個別判断の困難性を軽減するため、客観的判断基準としてのヤングケアラー支援マニュアルやアセスメントシートを整備し、これを関係機関で共有化することを提言します。

神戸市では、ヤングケアラー支援のための専門部署（こども・若者ケアラー支援担当）設置直後に、ヤングケアラー支援マニュアルとアセスメントシート・チェックシートを策定し、研修等を通じて関係機関で共有化しているとのことでした。国においても、「子どもと関わりのある関係者が過度な負担なくヤングケアラーを早期発見するために」<sup>59</sup>必要であるとの認識の下、「アセスメントシート（案）及びアセスメントシート（案）の活用方法、今後の取組みの参考となる支援事例や研修プログラム等を整理したガイドライン（案）」を令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において作成しています。

ヤングケアラー支援の事例蓄積が少ない中では、松本市独自のヤングケアラー支援マニュアルやアセスメントシートを整備することは困難かもしれませんが、まずはこうした先進自治体や国の作成したものを参考にして整備し（当面はそのまま導入し）、関係機関で共有化することが大切であると考えます。

<sup>57</sup> 国プロジェクトチーム、前掲 p8

<sup>58</sup> 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)政策研究事業本部、前掲（令和2年3月）pp32-33

<sup>59</sup> 同上 p1

## 7 まとめ

これまでも、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもは存在してきました。現に、こども部との意見交換では、古くは10年以上前の事例としてヤングケアラーと思われる支援事例があった旨の説明がありました。

近年では、ヤングケアラーの問題は単に家庭のお手伝いが大変な子どもということではなく、子どもとして当然に保障されるべき子どもらしい生活が侵害されている「子どもへの権利侵害」の問題として捉え直されています<sup>60</sup>。

松本市は、平成25年4月1日に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。同条例第4条第1項では「子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。」とし、同項各号において「安心して生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「自分らしく生きる権利」、「社会に参加する権利」を列記しています。子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）では、第6条第2項で生存及び発達のための権利が、第27条第1項で身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についての権利が、第28条第1項で教育についての権利が、第31条第1項で余暇・遊び及び文化的活動の権利がそれぞれ認められています。

松本市が長野県下で初めて子どもの権利条例を制定し、これまで先進自治体として子どもの権利保護を推進してきたことを踏まえ、ヤングケアラーの問題についても子どもの権利保護という観点から具体的施策の推進を図るべきであることを申し添え、本提言を締めくくります。

---

<sup>60</sup> 北山沙和子・石倉健二、前掲 p28。安部計彦、前掲 p110。恩田裕之「ヤングケアラー対策の課題」『レファレンス849号』国立国会図書館（令和3年9月20日）p75。また前述のとおり、令和2年度全国調査結果では実際に、ヤングケアラーと思われる子どもたちの、健康で安心して学校生活を送るという子どもとしての当たり前の権利が侵害されている現状が示唆されている（三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)政策研究事業本部、前掲（令和3年3月）p156）。